

告 示

埼玉県公営企業告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月二十四日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 業務の名称及び概要

(1) 委託業務名

025 水整第 111 号川口幹線（I 期）送水管更新工事に伴う技術協力業務委託

(2) 業務概要

技術協力業務 一式

技術協力対象業務

ア 実施設計業務

025 水整第 105 号川口幹線（I 期）送水管更新実施設計業務委託

イ 対象工事

川口幹線（I 期）送水管更新工事（仮称）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局水道整備事務所

埼玉県さいたま市桜区五関 387 番地 2

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 8 年 2 月 10 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

清水・松永・日清特定建設工事共同企業体

代表構成員 清水建設株式会社 埼玉営業所

埼玉県さいたま市大宮区錦町 682 番地 2

5 随意契約に係る契約金額（税込）

30,844,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

川口幹線（I 期）送水管更新工事は、口径 1,350mm の送水管路を整備するものであり、大久保浄水場からさいたま市桜区西堀 5 丁目付近までの延長約 4.8km を非開削工法により施工することを予定している。

市街地における大口徑水道管整備となるため施工ヤードの確保が困難であり、現道上での作業を削減し工事の実現性向上を図る必要がある。

また、シールド工事実施にあたっては幹線道路や多くの地下埋設物への影響を最小限に抑える必要があり、様々なリスクを想定した上で、安全かつ確実に施工可能な工法を選定する必要がある。

これらの課題に対して発注者が最適な工事の仕様を設定できないことから、設計段階から施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を活用することを目的

として、技術提案・交渉方式を採用した。

川口幹線（Ⅰ期）送水管更新工事に伴う技術協力業務委託公募型プロポーザル方式実施要領に基づき、審査委員会の審査を経た結果、清水・松永・日清特定建設工事共同企業体から提出された技術提案書が最も高い評価であり、優先交渉権者に特定した。

本業務は、川口幹線（Ⅰ期）送水管更新工事の実現に向けた技術協力業務であり、優先交渉権者である清水・松永・日清特定建設工事共同企業体が業務の履行可能な唯一の者であるため、随意契約とした。